（表）

|  |
| --- |
| 様式第4号（第5条関係）宇美町登録手話通訳者証宇美町第　　　　　 号氏　名上記の者は宇美町手話通訳者派遣事業登録者であることを証明する　　　　　　　　　　　　 　　　 　　　　 　年　　　月　　　日　　　　宇美町長　　　　　　 　　　　 |

（裏）

|  |
| --- |
| 留　意　事　項１　手話通訳者は、通訳業務を行うにあたっては個人の人権を尊重し、その身上に関する秘密はこれを守らなければならない。２　手話通訳者は、身分証明書を毀損し又は紛失盗難した場合には直ちに宇美町長に届けなければならない。３　手話通訳者は、登録を辞退する場合は宇美町長に申し出るとともに身分証明書を返還しなければならない。また、登録事項に変更を生じた場合も同様に届けなければならない。４　提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。 |